

おくやみハンドブック

沖縄市

おくやみコーナーはご予約制です。

死亡届を提出後、市役所で必要となる手続きについてご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。

利用を希望される方は、事前に2開庁日前までに電話予約をお願いします。

(※ おくやみコーナーを利用せずに、各担当課窓口で手続きすることも可能です)

【ご予約・お問い合わせ】

☎：098-939-1212(代表)

市民課 おくやみコーナー

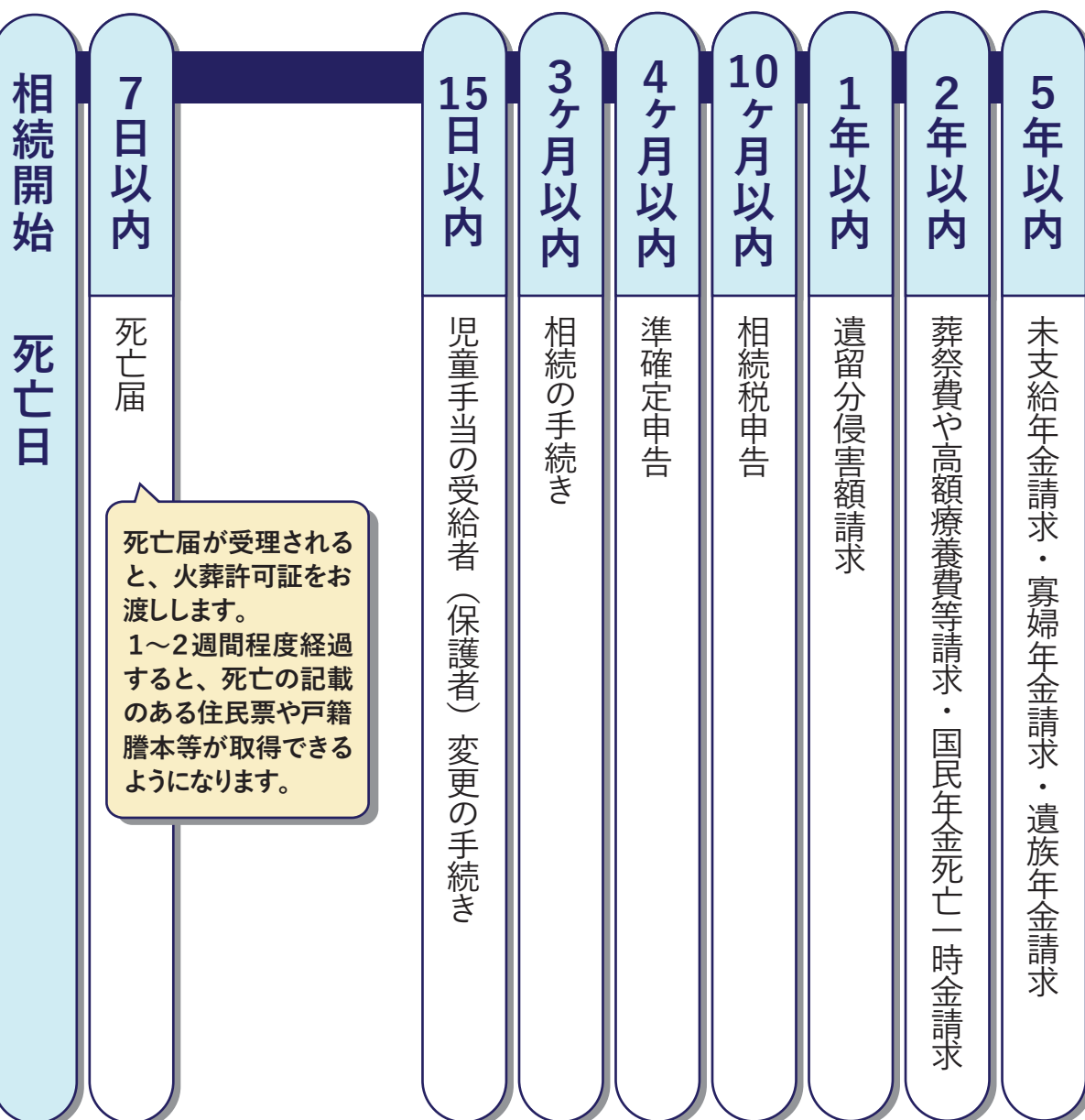


ご遺族の方へ

この度のご家族のご逝去に謹んでおくやみ申し上げます。

沖縄市では、ご遺族の方が行う市役所での手続きと、市役所以外での主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックがご遺族の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。



市役所での主な手続きチェックリスト	P.4
各種手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.11
2. パスポートに関する手続き	P.12
3. 年金に関する手続き	P.13
4. 国民健康保険に関する手続き	P.19
5. 後期高齢者医療保険に関する手続き	P.23
6. 介護保険に関する手続き	P.26
7. 障がい福祉に関する手続き	P.28
8. 税金に関する手続き	P.32
9. こども（子育て）に関する手続き	P.37
10. 上下水道に関する手続き	P.42
11. 市営住宅に関する手続き	P.44
12. 農地に関する手続き	P.45
13. 森林に関する手続き	P.46
14. 生活保護に関する手続き	P.47
15. ごみに関する手続き	P.48
16. その他の手続き	P.49
市役所以外での主な手続きチェックリスト	P.51
亡くなられた方が会社員だった場合	P.52
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.53
銀行口座凍結時の解除の方法	P.54
相続に関する手続きチェックリスト	P.56
相続登記の義務化について	P.58
法定相続情報証明制度について	P.59
家系図	P.60
故人の財産について	P.61
フロアマップ	P.62

おくやみコーナーのご案内

沖縄市では、ご遺族が市役所で行う死亡に関する手続きをサポートする専門コーナー「おくやみコーナー」を設置しています。

ご利用には、電話での事前予約が必要です。

※亡くなられた当時、沖縄市に住民登録があった方が対象です。

事前準備について

沖縄市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

11ページ以降の「各種手続き」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者がご来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、各担当課へお問い合わせください。



STEP 3

おくやみコーナーの利用可否

利用する場合

【電話予約】

☎ 098-939-1212（代表）
「おくやみコーナーの件」とお伝えください。

【利用時間】

平日の（各回1組／土・日・祝日および年末年始を除く）

- (1) 午前9時 (2) 午前10時半
- (3) 午後1時半 (4) 午後3時

利用しない場合

おくやみコーナーを利用せずに各担当課窓口で手続きすることも可能です。該当手続きを確認の上、ご来庁ください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご確認ください。

STEP 5

ご来庁ください



市役所での主な手続きチェックリスト（手続き内容をご確認いただき、ページをご参照ください）

※亡くなられた方の住所が沖縄市以外の場合は、住民登録している市町村へお問い合わせください。

項目	亡くなられた方の状況	手続き内容	担当課窓口	ページ
住民登録	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	☐ 手続き及びカード等の返却の必要はありません	市民課 1 階	P.11
	印鑑登録をしていた			
パスポート	有効中の旅券(パスポート)を持っていた	☐ 旅券（パスポート）の返納		P.12
年金	国民年金を受給していた	☐ 未支給年金の請求	市民課 1 階 (国民年金担当)	P.13
	国民年金に加入、または国民年金を受給していた	☐ 遺族基礎年金の請求		P.14
	国民年金に加入していた(国民年金受給前)	☐ 死亡一時金の請求 ☐ 寡婦年金の請求		P.15 ～ P.16
	厚生年金に加入、または厚生年金を受給していた	☐ 未支給年金の請求 ☐ 遺族厚生年金の請求		P.17
	農業者年金を受給していた	☐ 農業者年金に係る死亡届の提出 ☐ 未支給年金の請求に関する手続き	農業委員会事務局 (農政係) 地下 2 階	P.17 ～ P.18
国民健康保険	国民健康保険に加入していた	☐ 各種証の返還・差替え ☐ 葬祭費の申請 ☐ 高額療養費の申請 (振込先口座の変更) ☐ 「相続人代業者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書」の提出 ☐ 相続人による送付先変更届の提出 ☐ 国民健康保険料の納付について	国民健康保険課 1 階	P.19 ～ P.22

市役所での主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

項目	亡くなられた方の状況	手続き内容	担当課窓口	ページ
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険に加入していた	☐ 葬祭費の申請 ☐ 「相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書」の提出 ☐ 高額療養費などの振込先口座変更届の提出 ☐ 送付先変更届の提出 ☐ 後期高齢者医療保険料の納付について	国民健康保険課 (後期高齢医療係) 1 階	P.23 ～ P.25
	介護保険被保険者証などを持っていた	☐ 各証書の返納または破棄 ☐ 「相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書」の提出	介護保険課 1 階	P.26
介護保険	要介護認定・要支援認定の申請中だった	☐ 要介護認定・要支援認定申請取り下げの届出		P.27
	福祉電話または緊急通報システムを利用していた	☐ 福祉電話または緊急通報システムの廃止、撤去、返還の手続き	ちゅいしいじい課 5 階	
障がい福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた	☐ 各種障害者手帳の返還		P.28
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた	☐ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の死亡届、未支払手当請求書の提出		
	重度心身障がい者(児)医療費助成を受けていた	☐ 重度心身障がい者(児)医療費助成受給資格喪失の届出		
	自立支援医療(精神通院)受給者証を持っていた	☐ 自立支援医療(精神通院)受給者証の返還	障がい福祉課 1 階	P.29
	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証を持っていた	☐ 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証の返還		P.30
	補装具・日常生活用具給付の申請中だった	☐ 補装具・日常生活用具給付申請取り下げの届出		
	心身障害者扶養共済に加入していた	☐ 心身障害者扶養共済の死亡届		P.31

項目	亡くなられた方の状況	手続き内容	担当課窓口	ページ
税金	原動機付自転車(125CC以下・ミニカー)、小型特殊自動車(農耕用車両フォークリフト)を所有していた	☐ 原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車・名義変更の手続き	市民税課 2階	P.32
	市・県民税が課税されていた、または課税される予定だった	☐ 市・県民税の相続人代表者の指定届出書の提出		P.33
	固定資産(土地・家屋など)を持っていた	☐ 固定資産税の現所有者申告 ☐ 未登記家屋の名義変更	資産税課 2階	P.34 ～ P.35
	固定資産税、軽自動車税、市・県民税を納めていた	☐ 納税申し出または納税相談 ☐ 市税口座振替の変更 ☐ 市税の還付金の振込先口座の依頼	納税課 2階	P.35 ～ P.36
こども	保育施設や幼稚園に通っている児童の保護者だった	☐ 教育・保育支給認定変更届出書または施設等利用給付認定変更届の提出	保育・幼稚園課 2階	P.37
	児童手当を受給していた	☐ 児童手当の認定請求(受給者変更)または未支払い手当請求	こども家庭課 2階	P.38
	児童扶養手当を受給していた	☐ 児童扶養手当受給者死亡届、認定請求(受給資格者変更)、未支払い手当請求		P.39
	特別児童扶養手当を受給していた	☐ 特別児童扶養手当受給者死亡届、認定請求(受給者変更)、未支払い手当請求		P.40
	こども医療費助成受給資格者証を持っていた	☐ こども医療費助成関係手続き		
	母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証を持っていた	☐ 母子及び父子家庭等医療費助成関係手続き(登録変更・消滅届)		P.41

市役所での主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

項目	亡くなられた方の状況	手続き内容	担当課窓口	ページ
上下水道	水道を利用していた	☐ 水道の閉栓（停止）または使用者（支払者）の名義変更の手続き ☐ 上下水道料金振替口座の変更手続き ☐ 給水装置所有者の名義変更	上下水道局 料金課	P.42 ～ P.43
	水洗便所改造等資金貸付金を受けていた または、その連帯保証人だった	☐ 水洗便所改造等資金貸付金	上下水道局 下水道課	P.43
市営住宅	市営住宅に入居していた	☐ 入居者名義変更申請書の提出または明渡届の提出 ☐ 同居者異動届の提出	市営住宅 指定管理者 6 階	P.44
農地	農地を所有していた	☐ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出（相続）	農業委員会事務局 地下 2 階	P.45
森林	森林を所有していた	☐ 森林の土地の所有者届	農林水産課 2 階	P.46
生活保護	生活保護を受けていた	☐ 生活保護廃止の手続き	保護第一課 保護第二課 1 階	P.47
ごみ	多量のごみを処理する必要がある	☐ 片付けごみの処理	環境課 地下 2 階	P.48
その他	犬の飼い主だった	☐ 犬の登録事項変更等届出		P.49
	市営墓地（沖縄市霊園）を使用していた	☐ 沖縄市霊園墓地の使用権継承の申請または使用墓地等の返還手続き		P.50

相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書

年 月 日

沖縄市長 様
沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

被相続人にかかる次の還付金・給付費等の受領及びこれらに係る書類の送達を受ける相続人代表者を下記のとおり指定しましたので、相続人連名にて届出ます。

これらの受領について他の相続人との間に争いが生じた場合には、相続人代表者が一切の責任を負うことを誓約します。

後期高齢者医療保険	介護保険	国民健康保険
1. 保険料還付金 2. 療養費 3. 高額療養費 4. 食事・療養費差額 5. 高額介護合算療養費 6. 特別療養費 7. その他 ()	1. 保険料還付金 2. 高額介護 (予防) サービス費 3. 高額介護 (日常生活支援総合事業) サービス費 4. 高額医療合算介護 (予防) サービス費 5. 高額医療合算介護 (予防) サービス費 (総合事業) 6. 居宅介護 (予防) 福祉用具購入費 7. 居宅介護 (予防) 住宅改修費 8. その他 ()	1. 保険料還付金
		市税等※
		1. 市県民税還付金 2. 固定資産税還付金 3. 軽自動車税還付金

※相続人代表が設定されている市税等については、相続人代表者に還付手続きをしていただくことになります。

【被相続人】 (亡くなられた方)	氏 名		(年 月 日生)
	死亡時の住所		
	死亡年月日	年 月 日	

【相続人】※氏名の欄は各自、署名してください。

相続人代表者	氏 名		続柄	
	住所又は居所			
	連 絡 先	— —		

相続人代表者以外の相続人

氏 名	続柄	住 所
※裏面に記入して下さい。		

【相続人代表者受領口座】

振 込 先	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所	口座種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード	普 通								
	記号番号 (ゆうちょ銀行)										
	口座名義人 (カナ)										

本 相続人代表者指定届兼還付金等の受領に関する誓約書の提出について、下記の窓口持参者に委任します。

窓口持参者：氏名 (続柄：) 電話番号：

市 確 認 欄	身分証明書 □マイナンバー □運転免許証 □保険証 □その他 ()
	原本 保管課 □関係課へ写しを提供 (令和 年 月 日) □納税 □国保 □後期高齢 □介護 □保育
	宛名番号 () 後期高齢者医療被保険者番号 ()

※記入上の注意は裏面にあります。ご確認の上ご記入ください。

【相続人】※氏名の欄は各自、署名してください。			
相 続 人 代 表 者 以 外 の 相 続 人	氏 名	続柄	住 所

キリトリ線

※記入上の注意

- ・窓口持参者及び相続人の氏名は各自でご署名ください。
- ・続柄は被相続人(亡くなられた方)から見た続柄を記入してください。
- ・相続人全員が相続放棄をした場合は、窓口持参者の欄と被相続人の欄のみを記入し、提出してください

※相続人全員分の相続放棄申述受理通知の写しを併せて提出してください。

- ・相続人が未成年の場合は、代行した親権者も併記してください。
- ・遺言書により、相続権が与えられている方もご記入ください。
- ・相続人代表者以外の相続人がいない場合は、氏名の欄に「なし」とご記入ください。

※ 市税、保険料算定に関する相続人の手続きは別途必要になります。

MEMO

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き 上記カードの破棄

手続き詳細

亡くなられた日をもってカードは失効しますので、返却の必要はありません。

なお、相続等の手続きにおいて、亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。

※亡くなられた方の住民票（除票）の写しにマイナンバーの表示はできませんので、番号を控えておくことをお勧めします。

期 限

—

問い合わせ先

市民課

☎ 098-939-1212

（内線3119）

備考

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（ハイビスカスカード）の破棄

手続き詳細

亡くなられた日をもってカードは失効しますので、返却の必要はありません。ご遺族の方ではさみ等で裁断し、処分して下さい。

期 限

—

問い合わせ先

市民課

☎ 098-939-1212

（内線3119）

備考

MEMO

2. パスポートに関する手続き

有効中の旅券（パスポート）を持っていた

手続き 一般旅券返納届の提出、旅券（パスポート）の返納

手続き詳細	期 限	
有効期限内のパスポートの名義人が亡くなられた場合は、不正利用を防ぐため、返納手続きが必要です。	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
	親族	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 亡くなられた方の旅券（パスポート） ☐ 旅券名義人が亡くなられたことを確認できる書類（除籍謄（抄）本、住民票除票など） ☐ 手続きに来る方の本人確認書類	市民課 旅券窓口	
	☎ 098－939－1212 （内線3119）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		
返納後の旅券の還付を希望される場合は、お申し出ください。		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

3. 年金に関する手続き

国民年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限				
年金を受給している方が亡くなられた場合に、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振り込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金を未支給年金として、生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。	受給権者の年金の支払日の翌月 1 日から 5 年以内				
必要なもの	手続き可能な人				
【亡くなられた方のもの】 ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 年金証書 ☐ 住民票除票★	亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族				
【その他】 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 請求者の世帯全員の住民票★ ☐ 請求者の預金通帳またはキャッシュカード ☐ 戸籍謄本等★ ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※ マイナンバーカードを持参いただいた場合は★の書類は省略できる場合があります。	問い合わせ先 市民課 国民年金担当 ☎ 098-939-1212 (内線 2133・2134) コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267 (自動音声①→②) ※予約が必要です				
	<table> <tr> <th>電話での手続き</th><th>郵送での手続き</th></tr> <tr> <td>不可</td><td>不可</td></tr> </table>	電話での手続き	郵送での手続き	不可	不可
電話での手続き	郵送での手続き				
不可	不可				
備考					
亡くなられた方の年金のお手続きにつきましては、市民課国民年金担当窓口にて、事前に手続き先や必要書類のご確認をお願いいたします。					

MEMO

国民年金に加入、または国民年金を受給していた

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限	
国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者・受給資格を満たした方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子※のある配偶者」または「子※」に支給されます。（ただし、亡くなられた方について、原則保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の3分の2以上あること）	死亡日の翌日から5年以内	
	手続き可能な人	
	子※のある配偶者または子※	
必要なもの	問い合わせ先	
【亡くなられた方のもの】 ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 年金証書 ☐ 住民票除票★ 【その他】 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書 ☐ 請求者の世帯全員の住民票★ ☐ 請求者の所得証明書★ ☐ 請求者の預金通帳またはキャッシュカード ☐ 戸籍謄本等★ ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※ マイナンバーカードを持参いただいた場合は★の書類は省略できる場合があります。	市民課 国民年金担当 ☎ 098-939-1212 （内線2133・2134） 【死亡日が国民年金第3号被保険者期間中の場合】 コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267 （自動音声①→②） ※ 予約が必要です	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考	亡くなられた方の年金のお手続きにつきましては、市民課国民年金担当窓口にて、事前に手続き先や必要書類のご確認をお願いいたします。 ※ 「子」とは18歳になった年度の3月31日までにある方、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の状態にある方	

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた（国民年金受給前）①

手続き 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限	
国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられたとき、生計を同じくしていたご遺族に支給されます。	死亡日の翌日から2年以内	
	手続き可能な人	
	亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族	
必要なもの	問い合わせ先	
【亡くなられた方のもの】 ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 住民票除票★ 【その他】 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 請求者の世帯全員の住民票★ ☐ 請求者の預金通帳またはキャッシュカード ☐ 戸籍謄本等★ ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※ マイナンバーカードを持参いただいた場合は★の書類は省略できる場合があります。	市民課 国民年金担当 ☎ 098-939-1212 （内線2133・2134）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可

備考

亡くなられた方の年金のお手続きにつきましては、市民課国民年金担当窓口にて、事前に手続き先や必要書類のご確認をお願いいたします。

第1号被保険者とは、日本国内にお住いの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生、無職の方などです。

※ 寡婦年金を受けられる場合は、いずれか一方を選択することになります。

MEMO

国民年金に加入していた（国民年金受給前）②

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限	
国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係（事実婚含む）にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。	死亡日の翌日から5年以内	
	手続き可能な人	
	亡くなった夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時に生計維持されていた妻	
必要なもの	問い合わせ先	
【亡くなった方のもの】 ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 住民票除票★ ☐ 年金証書（公的年金から年金を受けているとき） 【その他】 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 請求者の世帯全員の住民票★ ☐ 請求者の所得証明書★ ☐ 請求者の預金通帳またはキャッシュカード ☐ 戸籍謄本等★ ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※ マイナンバーカードを持参いただいた場合は★の書類は省略できる場合があります。	市民課 国民年金担当 ☎ 098-939-1212 （内線2133・2134）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考	亡くなった方の年金のお手続きにつきましては、市民課国民年金担当窓口にて、事前に手続き先や必要書類のご確認をお願いいたします。 第1号被保険者とは、日本国内にお住いの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生、無職の方などです。 ※ 死亡一時金を受けられる場合は、いずれか一方を選択することになります。	

MEMO

3. 年金に関する手続き

厚生年金に加入、または厚生年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求、遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限	
事前に年金事務所へお問い合わせください。	—	
	手続き可能な人	
	—	
必要なもの	問い合わせ先	
—	コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267 (自動音声①→②) ※予約が必要です	
備考	電話での手続き	郵送での手続き
	—	—

農業者年金を受給していた

手続き ① 農業者年金に係る死亡届の提出

手続き詳細	期 限	
農業者年金を受給されている方が亡くなられたとき	死亡日の翌日から 10 日以内	
必要なもの	手続き可能な人	
①農業者年金証書 ②受給権者の死亡日が分かる戸籍謄本、住民票の写し又は死亡日に関する市区町村の証明書等の書類	年金を受けている方が亡くなられたときに、生計を同じくしていた 1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、 6. 兄弟姉妹、7. 三親等内、8. その他 ※上記の届出順位に関係なく親族及び後見人の方等であれば、どなたでも手続きできます。	
備考	問い合わせ先	
※まずは最寄りの JA の窓口にてご相談下さい。 JA コザ支店 ☎ 098-930-5500 JA 美里支店 ☎ 098-938-6450	農業委員会事務局 農政係 ☎ 098-939-1212 (内線 2041)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可

農業者年金を受給していた

手続き② 未支給年金の請求に関する手続き

手続き詳細	期 限	
農業者年金を受給されている方が亡くなられたとき、その方に支払われるはずであった年金が残っているときは、その亡くなられた方のご遺族にその分の年金が支払われます。	死亡日の翌日から 5 年以内	
	※ 受給者の死亡日翌日から 5 年の期間を過ぎると、時効により未支給年金の請求が出来ませんのでご注意ください。	
必要なもの	手続き可能な人	
P.17 の「必要なもの①②」のほか、 ③死亡者と請求者との続柄を確認できる戸籍の謄本等 ④民生委員、町内会長及び農業協同組合代表理事などの第三者から発行された「同一生計証明」 ※「同一生計証明」の証明が受けられない場合は、受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことが、明らかにできる書類（住民票の写し等）	年金を受けている方が亡くなられたときに、生計を同じくしていた 1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹、7. 三親等内、8. その他 * 上記の順位で請求できます。	
	問い合わせ先	
	農業委員会事務局 農政係 ☎ 098-939-1212 (内線 2041)	
備考	電話での手続き	郵送での手続き
※ まずは最寄りの JA の窓口にてご相談下さい。 JA コザ支店 ☎ 098-930-5500 JA 美里支店 ☎ 098-938-6450	不可	不可

MEMO

4. 国民健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた ①

手続き 各種証の返還・差替え

手続き詳細	期 限	
国民健康保険に加入していた方が亡くなった場合、各種証の返却・差替えを行います。	速やかに	
	手続き可能な人	
	世帯主または同一世帯員 ※ 上記の方以外が差替えの手続きする場合は「委任状」が必要です。 ※ 返却のみの場合は、親族等でも可	
必要なもの	問い合わせ先	
【各種証の返却・差替え】 ☐ 国民健康保険資格確認書 ☐ 国民健康保険限度額認定証（お持ちの方のみ） ☐ 特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ） 【その他】 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類	国民健康保険課 資格・賦課係 ☎ 098－939－1212 （内線2116）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		
担当課への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。		

MEMO

国民健康保険に加入していた ②

手続き 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限	
国民健康保険に加入していた方が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	葬儀を行った日の翌日から 2 年以内	
	手続き可能な人	
	葬祭を執り行った方（喪主）、 または喪主から手続きに必要な持ち物を預かった代理人	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 葬祭を行った方（喪主）、亡くなられた方の氏名（※フルネーム）が確認できる書類 2 点 （新聞広告、会葬礼状、葬儀の領収書、火葬許可証など） ☐ 印鑑（喪主のもの） ☐ 預金通帳等（喪主のもの）	国民健康保険課 給付係 ☎ 0 9 8 - 9 3 9 - 1 2 1 2 （内線 2 1 0 7）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		
※ 下記の場合「委任状」が必要です。 ・ 喪主と口座名義人が異なる場合		

MEMO

4. 国民健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた ③

手続き 高額療養費の申請（振込先口座の変更）

手続き詳細	期 限	
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなったとき	2 年以内	
	手続き可能な人	
	相続人	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 相続人確認ができる戸籍謄本等 ☐ 約定書（手続きの際に記入） ☐ 印鑑（相続人のもの） ☐ 預金通帳等（相続人のもの）	国民健康保険課 給付係	
	☎ 098-939-1212 (内線2112)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		
※ 下記の場合「委任状」が必要です。 ・ 相続人と口座名義人が異なる場合		

国民健康保険に加入していた ④

手続き 『相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書』の提出

手続き詳細	期 限	
被保険者に係る還付金の受領などを相続する相続人代表者を届出ます。 ※届出には、相続人みなさんの署名が必要です。	還付通知書を通知してから2年以内	
	手続き可能な人	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 預金通帳等（相続人代表者のもの）	被保険者の親族等	
	国民健康保険課 資格・賦課係	
	☎ 098-939-1212 (内線2116)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 下記の場合「委任状」が必要です。 ・ 相続人代表者と口座名義人が異なる場合		

国民健康保険に加入していた ⑤

手続き 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限	
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は提出してください。	速やかに	
	手続き可能な人	
	相続人	
	問い合わせ先	
必要なもの	国民健康保険課 資格・賦課係 ☎ 098-939-1212 (内線2116)	
☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書 (介護保険課での手続きも必要になる場合があります)	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		

国民健康保険に加入していた ⑥

手続き 国民健康保険料の納付について

手続き詳細	期 限	
国民健康保険料の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、納付相談をしてください。	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
	相続人	
	問い合わせ先	
必要なもの	国民健康保険課 徴収対策係 ☎ 098-939-1212 (内線2119)	
☐ 相続人確認ができる戸籍謄本等 ☐ 相続人代表者の本人確認書類	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		

5. 後期高齢者医療保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた ①

手続き 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限	
後期高齢者医療保険に加入していた方が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主等）に葬祭費が支給されます。	葬儀を行った日の翌日から 2年以内	
必要なもの	手続き可能な人	
【亡くなられた方のもの】 ☐ 後期高齢者医療資格確認書 【その他】 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 葬祭を行った方と亡くなられた方の氏名（フルネーム）が確認できるもの （火葬許可証、葬儀の領収証、新聞広告、会葬礼状など） ☐ 葬祭を行った方の預金通帳等	葬祭を行った方（喪主等）、 または届出の依頼を受けた方 問い合わせ先 国民健康保険課 後期高齢医療係 ☎ 098-939-1212 （内線2118）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 葬祭を行った方と口座名義人が異なる場合「委任状」が必要です。 ※ 献体等で葬儀を執り行っていない場合は、支給できない場合があります。		

後期高齢者医療保険に加入していた ②

手続き 「相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書」の提出

手続き詳細	期 限	
被保険者に係る手続きや給付金・還付金の受領などを相続する相続人代表者を届出ます。 ※届出には、相続人みなさんの署名が必要です。	できるだけ速やかに	
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 相続人代表者の預金通帳等	相続人代表者、または届出の 依頼を受けた方 問い合わせ先 国民健康保険課 後期高齢医療係 ☎ 098-939-1212 （内線2118）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 相続人代表者と口座名義人が異なる場合「委任状」が必要です。		

後期高齢者医療保険に加入していた ③

手続き 高額療養費などの振込先口座変更届の提出

手続き詳細	期 限	
未支給の高額療養費があった場合など、相続人代表者に支給するため、被保険者が登録していた振込先口座を相続人代表者（※）の口座へ変更します。	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
	相続人代表者、または届出の依頼を受けた方	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 相続人代表者の預金通帳等	国民健康保険課 後期高齢医療係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線2118)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 相続人代表者と口座名義人が異なる場合「委任状」が必要です。		
※ 「相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書」の届出必要		

後期高齢者医療保険に加入していた ④

手続き 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限	
被保険者に関する市役所からのお知らせを相続人代表者（※）に送付するため、送付先を変更します。	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
	相続人代表者、または届出の依頼を受けた方	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 相続人代表者の本人確認書類	国民健康保険課 後期高齢医療係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線2118)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 「相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書」の届出必要		

5. 後期高齢者医療保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた ⑤

手続き 後期高齢者医療保険料の納付について

手続き詳細	期 限	
後期高齢者医療保険料の納付が済んでいない場合は、被相続人に代わって納付していただく必要がありますので、納付相談をしてください。	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
	相続人	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 相続人であることを確認できる戸籍謄本等 ☐ 手続きに来る方（相続人）の本人確認書類	国民健康保険課 後期高齢医療係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線2118)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 郵送での手続きの場合、書類や納付書は「後期高齢者医療保険に加入していた④」で変更した送付先に郵送します。		

MEMO

6. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証などを持っていた ①

手続き 各証書の返納または破棄

手続き詳細	期 限	
65 歳以上または 2 号被保険者の方が亡くなられたとき	亡くなられた日から 14 日以内	
	手続き可能な人	
	相続人等	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（お持ちの方） ☐ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方）	介護保険課 保険料係	
	☎ 098-939-1212	
	（内線 3146、3147）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		

介護保険被保険者証などを持っていた ②

手続き 「相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書」の提出

手続き詳細	期 限	
被保険者に係る手続きや給付金・還付金の受領などを相続する相続人代表者を届出ます。 ※届出には、相続人みなさんの署名が必要です。	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
	相続人代表者、または届出の依頼を受けた方	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 相続人代表者の預金通帳	介護保険課 保険料係	
	☎ 098-939-1212	
	（内線 3146、3147）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 相続人代表者と口座名義人が異なる場合「委任状」が必要です。		

6. 介護保険に関する手続き

要介護認定・要支援認定の申請中だった

手続き 要介護認定・要支援認定申請取り下げの届出

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が要介護認定・要支援認定の申請中のとき	速やかに	
	手続き可能な人	
	申請人等	
必要なもの	問い合わせ先	
—	介護保険課 認定係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3167)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
被保険者が生前に介護サービスを利用していた場合は、介護保険課までお問い合わせください。		

福祉電話または緊急通報システムを利用していた

手続き 福祉電話または緊急通報システムの廃止、撤去、返還の手続き

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が在宅福祉サービスを利用していたとき	速やかに	
	手続き可能な人	
	親族等	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 電話機貸与の方は、電話機持参 ※撤去については、直接担当課窓口へお問い合わせください。	ちゅいしいじい課 管理係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3181・3311)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
廃止届の提出が必要です。(郵送での対応も可能)		

7. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 各種障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのとき	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
	どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 亡くなられた方の手帳（身体・療育・精神） ☐ 手続きに来る方の本人確認書類	障がい福祉課 給付係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3152、3154、3165)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
・沖縄市で死亡日が確認できない場合、死亡届又は火葬許可証が必要です。 ・身体障害者手帳・療育手帳についての援護が他市町村の場合は、援護地で手続きになります。 ・精神障害者保険福祉手帳の手続きは、手帳に記載されている市町村での手続きとなります。		

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた

手続き 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の死亡届、未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに	
	手続き可能な人	
	どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	
手当の種類や、亡くなられた方によって手続きに必要なものが異なります。 詳しくは担当課へお問い合わせください。	障がい福祉課 給付係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3158)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
未支払い手当請求については、対象者が限られますので、担当までお問い合わせください。		

7. 障がい福祉に関する手続き

重度心身障がい者（児）医療費助成を受けていた

手続き 重度心身障がい者（児）医療費助成受給資格喪失の届出

手続き詳細	期 限	
受給対象の方が亡くなられたとき	速やかに	
	手続き可能な人	
	どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	
手続きの詳細や必要書類については、事前に担当課窓口へお問い合わせください。	障がい福祉課 給付係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3165)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		

自立支援医療（精神通院）受給者証を持っていた

手続き 自立支援医療（精神通院）受給者証の返還

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が、自立支援医療（精神通院）を受けていたとき	速やかに	
	手続き可能な人	
	どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 自立支援医療（精神通院）受給者証	障がい福祉課 給付係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3157)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
返還届の提出が必要です。（郵送での対応も可能）		

障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証を持っていた

手続き 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証の返還

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証をお持ちのとき	速やかに	
	手続き可能な人	
必要なもの	どなたでも可	
	問い合わせ先	
☐ 障害福祉サービス受給者証 ☐ 地域生活支援事業受給者証 ☐ 通所受給者証	障がい福祉課	
	支援第1係・支援第2係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3153・3156)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
亡くなられた方がお持ちであった場合に、各受給者証をご返還いただきますようお願いいたします。		

補装具・日常生活用具給付の申請中だった

手続き 補装具・日常生活用具給付申請取り下げの届出

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が補装具や日常生活用具給付の申請中、または交付決定後、用具を受け取っていない場合、取り下げの届出が必要です。	速やかに	
	手続き可能な人	
必要なもの	どなたでも可	
	問い合わせ先	
手続きの詳細や必要書類については、事前に担当課窓口へお問い合わせください。	障がい福祉課 給付係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3154)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		

7. 障がい福祉に関する手続き

心身障害者扶養共済に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済の死亡届

手続き詳細	期 限	
心身障害者扶養共済の加入者が亡くなったとき	速やかに	
	手続き可能な人	
	どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	
手続きの詳細や必要書類については、事前に担当課窓口へお問い合わせください。	障がい福祉課 管理係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線3151)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		
※ 心身障害者扶養共済制度とは、障がいのある方を扶養している方（65歳未満の疾病や障がいのない健康の方）が、毎月一定の掛け金を納め、扶養している方が死亡したり著しい障がいを有する状態になったとき、その方が扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。		

MEMO

8. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc 以下・ミニカー）、小型特殊自動車（農耕用車両・フォークリフト）を所有していた

手続き 原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車・名義変更の手続き

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が次の車両を所有されていたときは、廃車や名義変更の手続きが必要です。 ・原動機付自転車 (総排気量 125cc 以下のオートバイ・ミニカー) ・小型特殊自動車（農耕用車両・フォークリフトなど） ※亡くなられた方が、普通自動車、3 輪以上の軽自動車、2 輪の小型自動車（排気量 125cc 超のバイク）を所有されていたときは、市役所ではなく以下の窓口となります。 手続きの詳細に関しては、各事務所へお問い合わせください。 ・3 輪以上の軽自動車 全国軽自動車協会連合会沖縄事務所 ☎ 0 5 0 - 3 8 1 6 - 3 1 2 6 ・2 輪以上の小型自動車（排気量 126cc 以上） 陸運事務所 ☎ 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 9 1	15 日以内	
	手続き可能な人 相続人等	
必要なもの	問い合わせ先	
【名義変更の場合】 ☐ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書 (窓口にて配布) ☐ 標識交付証明書（原本） ☐ 標識（ナンバープレート） ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 【廃車の場合】 ☐ 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（窓口にて配布） ☐ 標識交付証明書（原本） ☐ 標識（ナンバープレート） ☐ 手続きに来る方の本人確認書類	市民税課 税制係 ☎ 0 9 8 - 9 3 9 - 1 2 1 2 (内線 3 2 5 6 ・ 3 2 5 8)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 相続人以外が窓口で手続きする際は、相続人からの「委任状」をお持ちください。		

8. 税金に関する手続き

市・県民税が課税されていた、または課税される予定だった

手続き 市・県民税の相続人代表者の指定届出書の提出

手続き詳細	期 限	
市・県民税はその年の1月1日が課税の基準日となります。 そのため、亡くなられた方に代わって、納税や還付に関する 通知書を受取り、手続きを行う方を相続人の中から指定する 届出が必要です。	相続が発生したことを知った 日から3ヶ月以内	
	手続き可能な人	
必要なもの ☐ 相続人代表者となる方が、亡くなられた方の相続人で あると証明できる戸籍謄本 ☐ 届出を行う方の本人確認書類	相続人等	
	問い合わせ先	
	市民税課 市民税係 ☎ 098-939-1212 (内線3252~3255)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 相続放棄をしている場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しの 提出をお願いします。 ※ 亡くなられた方が沖縄市内に所在する固定資産（土地・家屋など）を所有しており、資産税 課へ「固定資産 現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届」を既に提出している場合は、届 出の必要はありません。		

MEMO

固定資産（土地・家屋など）を持っていた①

手続き 固定資産税の現所有者申告

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が固定資産（土地・家屋など）を所有している場合に、相続登記が完了するまでの間、その土地や家屋を現に所有している方（相続人等）に固定資産税を納付していただくことになりますので、住所、氏名など必要事項の申告が必要です。	現に所有している者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日	
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し 【法定相続で、遺産分割が完了していない場合】 下記（1）、（2）のいずれか ☐ （1）亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人全員の戸籍抄本 ※相続人の戸籍謄本が被相続人の戸籍謄本と重複している場合は不要です。 ☐ （2）登記官が交付する法定相続情報一覧図 【遺産分割が完了している場合】 ☐ （指定分割の場合）公正証書遺言書、家庭裁判所検認済の自筆証書遺言書、遺言保管官交付の遺言情報証明書 ☐ （協議分割の場合）遺産分割協議書の写しおよび法定相続人全員の印鑑証明書 ☐ （調停または審判分割の場合）調停調書、または審判書の謄本 ＊相続放棄をした方がいる場合は「相続放棄申述受理通知書」の写し	沖縄市内に所在する土地・家屋の所有者（納税義務者）が亡くなられたことにより、現に所有している者（相続人等）であることを知った方	
	問い合わせ先	
	資産税課 管理係 ☎ 098-939-1212 （内線2252・2253）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		

MEMO

8. 税金に関する手続き

固定資産（土地・家屋など）を持っていた ②

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限	
市内に未登記家屋を所有していたとき	相続が発生したことを知った日から3ヶ月以内	
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 家屋所有者名義変更願（様式あり） ☐ 法定相続情報一覧又は、戸籍謄本・改製原戸籍・除籍謄本等 （被相続人の出生から死亡までの記載があるもの） ☐ 家屋取得者の印鑑証明（申請より1年以内発行のもの） ☐ 新家屋所有者（他市町村在住の場合）の住民票抄本 ☐ 遺産分割協議書 （被相続人と相続人の関係が確認できる戸籍・印鑑証明書添付のもの）、又は公正証書	未登記家屋の所有者を変更される方	
	問い合わせ先	
	資産税課 家屋係 ☎ 098-939-1212 （内線2256・2257）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		

固定資産税、軽自動車税、市・県民税を納めていた ①

手続き 納税申し出または納税相談

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。納付書の再発行が必要な事も多いため、ご不明な点やご相談がある場合は、お問い合わせください。	速やかに	
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 納税通知書または領収書 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方との関係性や相続人等である事が分かる資料	納税義務者・納税管理人・相続人代表者等	
	問い合わせ先	
	納税課 納税第2係～第4係 ☎ 098-939-1210 （直通番号）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考	※ 相続人に代わって手続きを行う場合は、相続人等である事が分かる資料に加えて相続人からの「委任状」が必要となります。	

固定資産税、軽自動車税、市・県民税を納めていた ②

手続き 市税口座振替の変更

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合、口座凍結後は振替ができないことがあるため、振替口座の変更又は納付書払いとする手続きが必要になります。	速やかに	
必要なもの	手続き可能な人 納税義務者・納税管理人・相続人代表者等	
☐ 納税通知書または領収書 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 納税課窓口にて口座変更を希望される場合は、手続きに来る方名義のキャッシュカード （暗証番号が分かるもの） ※ 一部利用できないカードもあります。	問い合わせ先	
	納税課 管理係 ☎ 098-939-1212 （内線3262・3263）	
	電話での手続き	郵送での手続き
備考	不可	不可

固定資産税、軽自動車税、市・県民税を納めていた ③

手続き 市税の還付金の振込先口座の依頼

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方で市税の過誤納付があった方	5年以内	
必要なもの	手続き可能な人 納税義務者の親族等	
☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 印鑑（相続人代表者のもの） ☐ 預金通帳等（相続人代表者のもの）	問い合わせ先	
	納税課 管理係 ☎ 098-939-1212 （内線3262・3263）	
	電話での手続き	郵送での手続き
備考	不可	可
※ 必ず過誤納還付請求ができるとは限りません。 ※ 相続人代表者と口座名義人が異なる場合「委任状」が必要です。		

9. こども（子育て）に関する手続き

保育施設や幼稚園に通っている児童の保護者だった

手続き 教育・保育支給認定変更届出書または施設等利用給付認定変更届の提出

手続き詳細	期 限			
保育施設や幼稚園に在園している児童の保護者が亡くなったとき	速やかに			
必要なもの	手続き可能な人			
☐ 教育・保育支給認定変更届出書や施設等利用給付認定変更届	保護者又は児童を監護する人			
	問い合わせ先			
	保育・幼稚園課 ☎ 098-939-1212 入所係（認可保育所・幼稚園） （内線 3135・3136・3174）			
	支援係（認可外保育施設） （内線 3173）			
	<table border="1"> <tr> <th>電話での手続き</th><th>郵送での手続き</th></tr> <tr> <td>不可</td><td>可</td></tr> </table>	電話での手続き	郵送での手続き	不可
電話での手続き	郵送での手続き			
不可	可			
備考				

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の認定請求（受給者変更）または未支払い手当請求

手続き詳細	期 限	
受給者（※）が亡くなられたとき 受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。 未払いの手当がある場合は、未支払い手当請求の手続きが必要です。 （対象児童が亡くなられた場合、手続きは不要です）	死亡日の翌日から 15 日以内	
	手続き可能な人 新たに受給者になる方	
必要なもの	問い合わせ先	
【認定請求（受給者変更）】 ☐ 新たに受給者になる方の口座が確認できるもの （通帳やキャッシュカード） ☐ 新たに受給者になる方の保険が分かる書類 （健康保険被保険者証や資格確認書など） ☐ 新たに受給者になる方のマイナンバーが確認できるもの （マイナンバーカードや通知カード） 【未支払請求】 ☐ 支給対象児童名義の口座が確認できるもの （通帳やキャッシュカード） 【共通】 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 （運転免許証など）	こども家庭課 こども育成係 ☎ 098-939-1212 （内線3192・3194）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考	※ 0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方 ※ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルでの電子申請も可能です。 申請名：「児童手当等の認定請求」 「未支払いの児童手当の請求」	

MEMO

9. こども（子育て）に関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当受給者死亡届、認定請求（受給資格者変更）、未支払い手当請求

手続き詳細	期 限	
対象児童や受給資格者（※）が亡くなられたとき 受給資格者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の 手当までが支給されます。 未払いの手当がある場合は、未支払い手当請求の手続きが必要 です。	速やかに	
	手続き可能な人	
	受給資格者または死亡届出義務者	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 受給資格者死亡の場合は、対象児童名義の口座が確認 できるもの （通帳やキャッシュカード） ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 （運転免許証など）	こども家庭課 家庭支援係	
	☎ 098－939－1212 （内線3196・3197）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		
（※）18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20 歳まで）の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育 している方		

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届、認定請求（受給者変更）、未支払い手当請求

手続き詳細	期 限	
対象児童や受給者が亡くなったとき 受給者が亡くなった場合、亡くなった日の属する月の手当までが支給されます。 未払いの手当がある場合は、未支払い手当請求の手続きが必要です。	速やかに	
	手続き可能な人	
必要なもの	受給資格者または死亡届出義務者	
☐ 本人確認書類等 ☐ 受給資格者死亡の場合は、対象児童名義の口座が確認できるもの （通帳やキャッシュカード）	問い合わせ先	
	こども家庭課 家庭支援係	
	☎ 098-939-1212 （内線3196・3197）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		

こども医療費助成受給資格者証を持っていた

手続き こども医療費助成関係手続き

手続き詳細	期 限	
保護者が亡くなったとき 保護者が亡くなった場合は、登録口座の確認が必要です。	速やかに	
	手続き可能な人	
必要なもの	保護者又は児童を監護する人	
☐ こども医療費助成受給資格者証 （ピンク色の資格者証） ☐ 新たに受給者になる方の口座が確認できるもの （通帳やキャッシュカード） ☐ お子さまの加入している保険が分かる書類 （マイナ保険証や健康保険被保険者証、資格確認書など） ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ※ 手続きに必要なものについては、担当課へ事前にお問い合わせください。	問い合わせ先	
	こども家庭課 こども育成係	
	☎ 098-939-1212 （内線2124・2125）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
※ 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童 ※ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルでの電子申請も可能です。 申請名：「沖縄市こども医療費助成受給資格等変更・喪失届」		

9. こども（子育て）に関する手続き

母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証を持っていた

手続き 母子及び父子家庭等医療費助成関係手続き（登録変更・消滅届）

手続き詳細	期 限	
対象児童や受給資格者（※）が亡くなられたとき 保護者が亡くなられた場合は、口座変更の手続きが必要です。	速やかに	
	手続き可能な人 新たに児童を養育する方または死亡届出義務者	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証 ☐ 受給資格者死亡の場合は、対象児童名義の口座が確認できるもの （通帳やキャッシュカード） ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 （運転免許証など）	こども家庭課 家庭支援係 ☎ 098-939-1212 （内線3196・3197）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		
（※）18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方		

MEMO

10. 上下水道に関する手続き

水道を利用していた ①

手続き 水道の閉栓（停止）または使用者（支払者）の名義変更の手続き

手続き詳細	期 限	
水道の使用者（支払者）が亡くなったとき	速やかに	
	手続き可能な人	
	水道使用者の関係者	
必要なもの	問い合わせ先	
—	上下水道局 料金課	
	☎ 098-937-3637	
	電話での手続き	郵送での手続き
	可	可
備考		

水道を利用していた ②

手続き 上下水道料金振替口座の変更手続き

手続き詳細	期 限	
上下水道料金の支払者が亡くなったとき	速やかに	
	手続き可能な人	
	水道使用者の関係者	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 水道番号（検針のお知らせや領収書に記載有り） ☐ 通帳やキャッシュカード（新支払者の口座情報） ☐ 銀行届出印（新支払者のもの） ☐ 本人確認書類（窓口手続き行う方のもの）	上下水道局 料金課	
	☎ 098-937-3637	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		
水道局窓口または取引先の銀行窓口にて手続き可能です。 一部の金融機関では、インターネットからの手続きも可能です。 （沖縄市ホームページ） https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k055/contents/p00006.html		



10. 上下水道に関する手続き

水道を利用していた ③

手続き 給水装置所有者の名義変更

手続き詳細	期 限	
給水装置（水道メーター等）の所有者が亡くなられたとき	速やかに	
	手続き可能な人	
	水道使用者の関係者	
必要なもの	問い合わせ先	
—	上下水道局 料金課 ☎ 098-937-3637	
	電話での手続き	郵送での手続き
	可	可
備考		

水洗便所改造等資金貸付金を受けていた または、その連帯保証人だった

手続き 水洗便所改造等資金貸付金

手続き詳細	期 限	
くみ取り便所をお使いの方、浄化槽をお使いの方が、公共下水道へ接続した際に、排水設備の設置および水洗便所への改造等に必要な資金の貸付けを受けている借受人または連帯保証人が亡くなられたとき。	速やかに	
	手続き可能な人	
	相続人	
必要なもの	問い合わせ先	
手続きの詳細や必要書類については、事前に担当課窓口へお問い合わせください。	上下水道局 下水道課 排水設備係 ☎ 098-921-3125	
	電話での手続き	郵送での手続き
	可	可
備考		
※ 相続放棄をしている場合は、その旨確認できる書類の提出を求める場合があります。		

11. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居していた ①

手続き 入居者名義変更申請書の提出または明渡届の提出

手続き詳細	期 限	
市営住宅の名義人が亡くなられたときは、名義変更または明渡の手続きが必要です。	速やかに	
	手続き可能な人	
必要なもの 手続きの詳細や必要書類については、事前に担当課窓口へお問い合わせください。	名義人以外の入居者又は親族	
	問い合わせ先	
	市営住宅指定管理者（本庁6F） ☎ 098-929-3117	
	電話での手続き	郵送での手続き
備考	不可	可

市営住宅に入居していた ②

手続き 同居者異動届の提出

手続き詳細	期 限	
市営住宅の名義人以外の入居者が亡くなられたとき	速やかに	
	手続き可能な人	
必要なもの ☐ 死亡届や火葬許可書の写し、または住民票の除票	亡くなられた方以外の入居者 又は親族	
	問い合わせ先	
	市営住宅指定管理者（本庁6F） ☎ 098-929-3117	
	電話での手続き	郵送での手続き
備考	不可	可

12. 農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続）

手続き詳細	期 限	
相続により農地（地目が田・畑）を取得した場合は、届出が必要です。 農地を相続された際は、農業委員会事務局へご相談ください。	相続開始を知ったときから 10ヶ月以内	
	手続き可能な人	
	相続人	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 相続が記載されている土地の登記事項証明書 ☐ 手続きに来る方の本人確認書類 ☐ 届出書（農業委員会指定の様式） ※ その他農業委員会が必要と認める書類	農業委員会事務局 農地係 ☎ 098-939-1212 （内線2042）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		

MEMO

13. 森林に関する手続き

森林を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届

手続き詳細	期 限	
沖縄市森林整備計画の対象の土地を相続されたとき	所有者となった日から 90 日以内	
	手続き可能な人 相続人	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 土地の位置を示す地図 ☐ 土地の登記事項証明書又は相続したことを証明するもの（写し可）	農林水産課 農水係	
	☎ 0 9 8 - 9 3 9 - 1 2 1 2 (内線 3 5 5 9)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
相続された土地が届出の対象かご不明な場合は、農林水産課までお問い合わせください。		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

14. 生活保護に関する手続き

生活保護を受けていた

手続き 生活保護廃止の手続き

手続き詳細	期 限	
生活保護を受けていた方が亡くなったとき	速やかに	
	手続き可能な人 お問い合わせください	
必要なもの 手続きの詳細や必要書類については、事前に担当課窓口へお問い合わせください。	問い合わせ先	
	保護第一課、保護第二課 ☎ 098-939-1212 (内線: 2139、2144、 2146、2147、2149、 2150、2154)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	不可
備考		

MEMO

15. ごみに関する手続き

多量のごみを処理する必要がある

手続き 片付けごみの処理

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方のごみについて多量のごみを処理するとき（通常のごみ出しでは処理しきれないとき） ※多量の目安としては、一度に 100kg以上、または指定ごみ袋（大）10 袋以上です。 ※多量に出たごみを通常の収集曜日に出す場合は、数回に分けて出してください。	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
	亡くなられた方の親族	
必要なもの	問い合わせ先	
事前に担当課窓口へお問い合わせください。 ※ 担当課窓口に来庁される際には、本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。	環境課 クリーン係	
	☎ 098-939-1212	
	(内線 2223～2226)	
	電話での手続き	郵送での手続き
	場合に よっては可	場合に よっては可
備考		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

16. その他の手続き

犬の飼い主だった

手続き 犬の登録事項変更等届出

手続き詳細	期 限
犬を飼われていた方が亡くなられたとき、新たに沖縄市内で飼い主となる方は、犬の登録事項変更等届出書（所有者、住所等の変更）の提出が必要です。	所有者となった日から 30 日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の飼っていた犬の鑑札または犬の登録情報が分かるもの（市役所からの通知など）	環境課 環境衛生係 ☎ 0 9 8 - 9 3 9 - 1 2 1 2 (内線 2 2 2 2)
	電話での手続き
	不可
	郵送での手続き
	不可
備考	
※ 市外の方に譲渡した場合は、飼い犬の所在する自治体に届出してください。 ※ 犬の鑑札または、登録情報が分からない場合は環境課までご確認ください。 ※ 右記の二次元コードから犬の登録事項変更等届出書を申請することが可能です。	
(沖縄市 環境課) https://logoform.jp/f/B8w7l	



MEMO

市営墓地（沖縄市霊園）を使用していた

手続き 沖縄市霊園墓地の使用権継承の申請または使用墓地等の返還手続き

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が沖縄市霊園を使用していた場合、使用権の継承手続きまたは、返還手続きが必要となります。	できるだけ速やかに	
	手続き可能な人	
※使用権承継手続きが行われないと霊園使用権が消滅する場合がございます。詳細については担当課へお問い合わせください。	相続人等または亡くなられた方の親族	
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 亡くなられた方の戸籍謄本等 （亡くなられた方と使用権を継承する方の続柄が分かるもの） ☐ 使用権を継承する方の住民票 （本籍の記載があるもの） ※ この他にも書類が必要となる場合があります。手続きの詳細や必要書類については、事前に担当課窓口へお問い合わせください。	環境課 環境衛生係 ☎ 098-939-1212 （内線2222）	
	電話での手続き	郵送での手続き
	不可	可
備考		
場所：沖縄市字倉敷東内喜納原地内		

MEMO

市役所以外での主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

項 目	チェック	手続きの内容	問い合わせ先
電気・ガス	☐	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	☐	名義変更・解約	各契約会社
ケーブルテレビ	☐	名義変更・解約	各契約会社
NHK 受信料	☐	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-15-1515
固定電話・携帯電話	☐	契約継承・解約	各契約会社
新聞・定期購読物等	☐	名義変更・解約	各契約会社
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
運転免許証	☐	返納 ※返納は義務ではありません。	運転免許センター ☎ 098-851-1000
生命保険	☐	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社、または代理店
損害保険	☐	名義変更・解約	加入していた損害保険会社、または代理店
預貯金口座等	☐	口座解凍手続き	各金融機関等
株式等	☐	名義変更	各証券会社
国債	☐	記名変更、償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
国税	☐	相続税、所得税、消費税の申告など	沖縄税務署 ☎ 098-938-0031
恩給	☐	請求手続き (未支給金がある場合)	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
在留カード、特別永住者証明書	☐	返納	福岡出入国在留管理局 那覇支局 嘉手納出張所 ☎ 098-957-5252

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

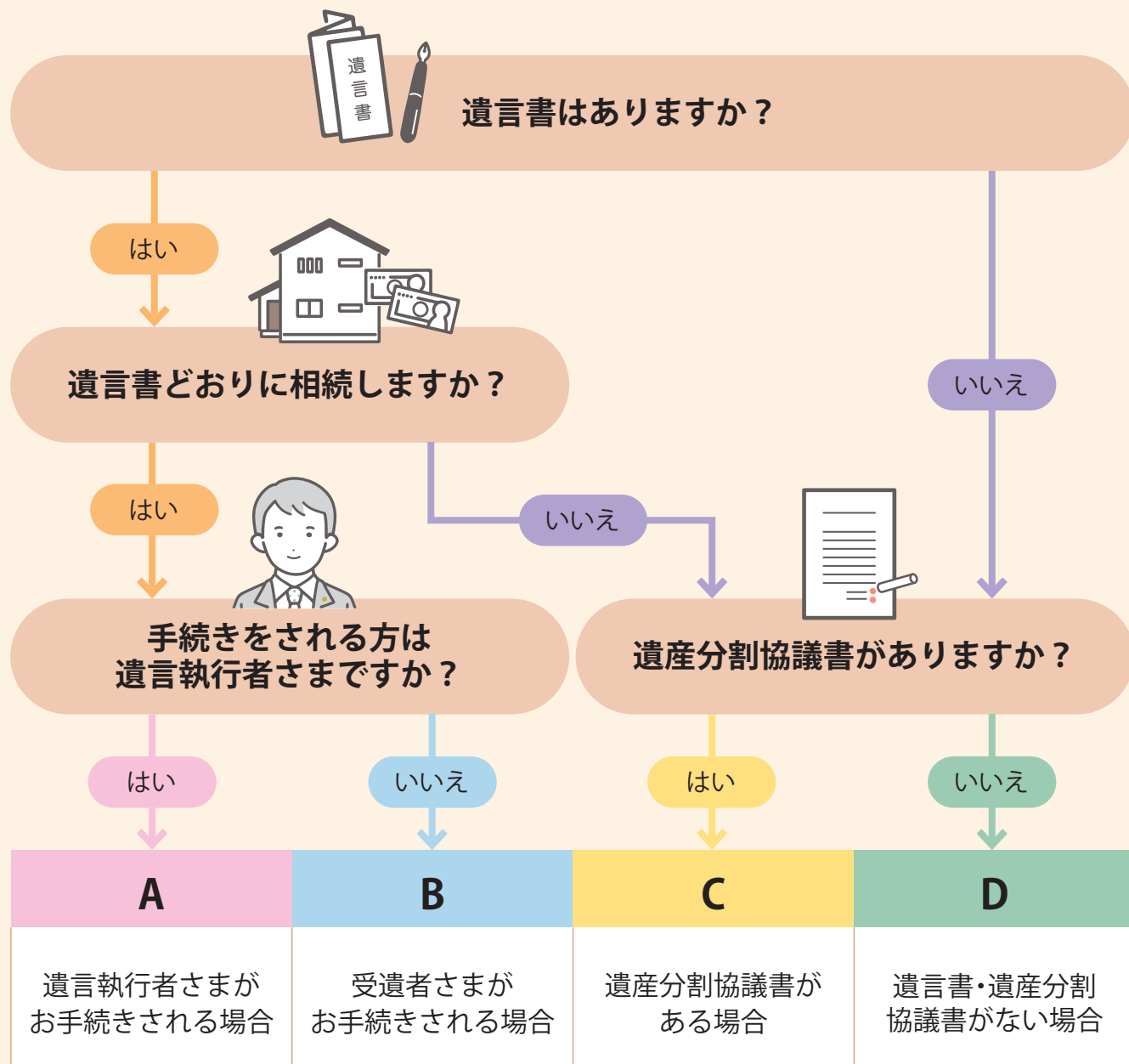
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

代表的な必要なもの

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、不動産を所有している場合は、不動産の所在する役所で「名寄帳」を取得することで、不動産を確認することができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4 ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10 ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

MEMO

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

あなたの手続きを応援します！

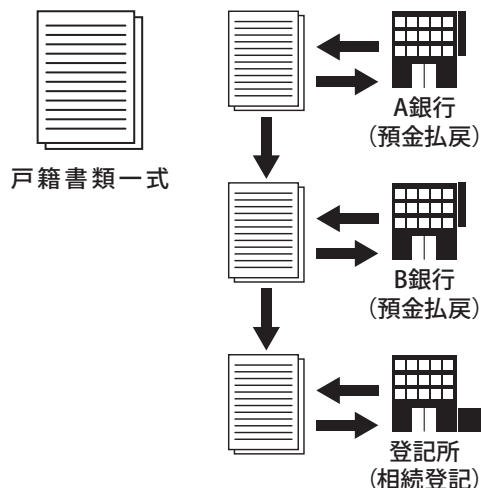
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

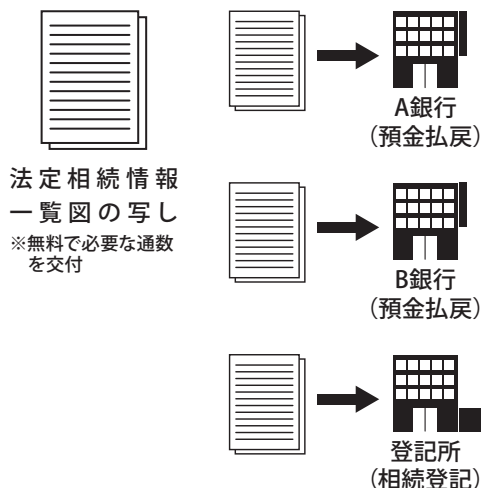
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

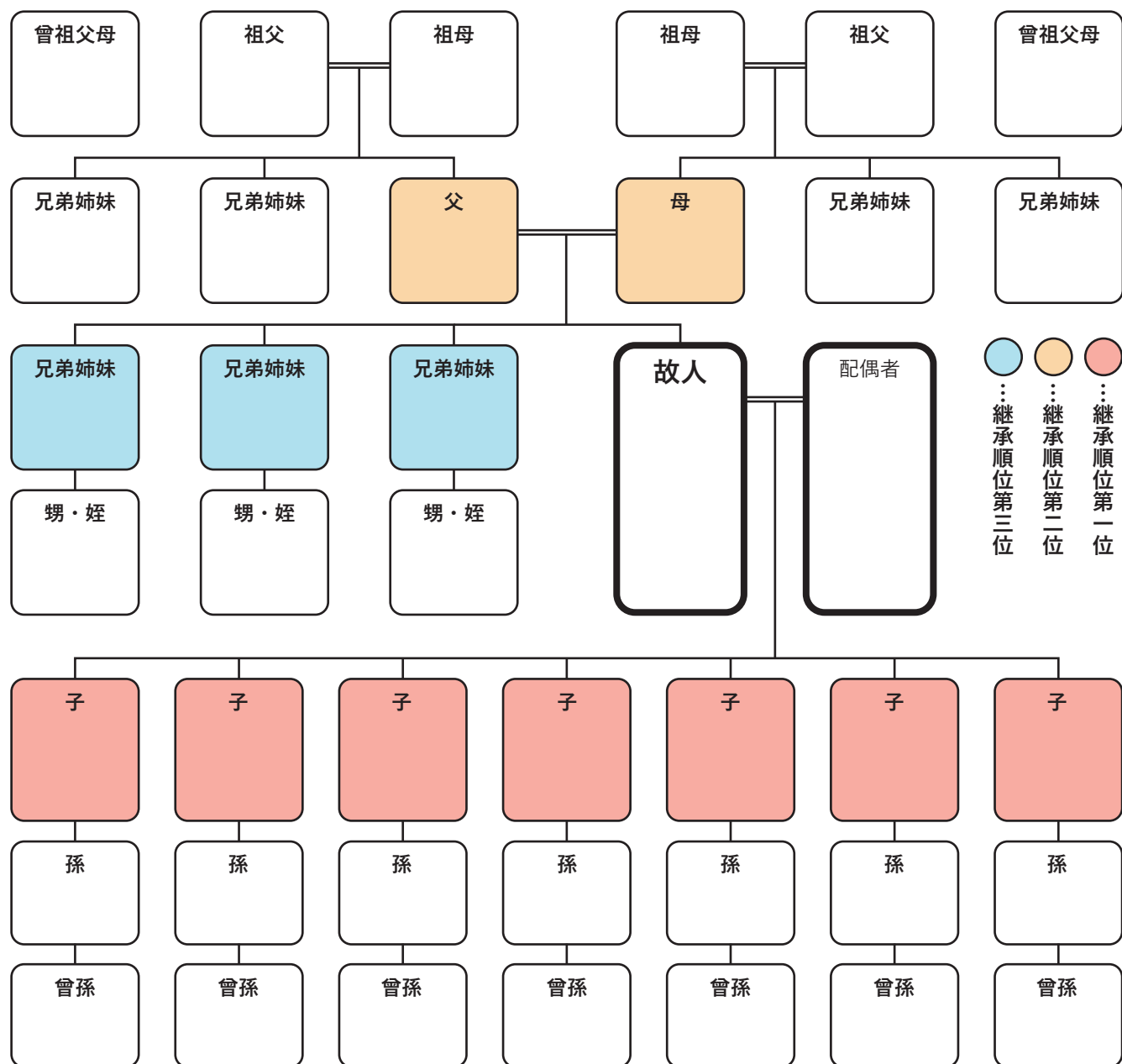


法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



【法廷相続人とは…】

- 民法により定められた相続人です。
- 相続順位は下記のように定められています。

配偶者（常に法定相続人になる）

第一順位（子。故人より先に亡くなっているときは孫や曾孫）

第二順位（第一順位がいない場合。父母や祖父母）

第三順位（第二順位がいない場合。兄弟姉妹。故人より先に亡くなっているときは甥や姪）になります。

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度、法定相続情報証明制度については、59ページを御覧ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

ご遺族メモ / 故人の財産について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

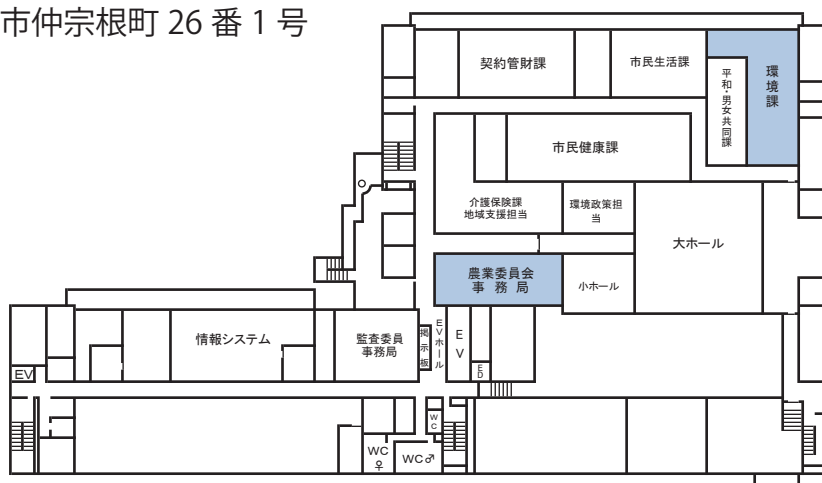
広告掲載事業者

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

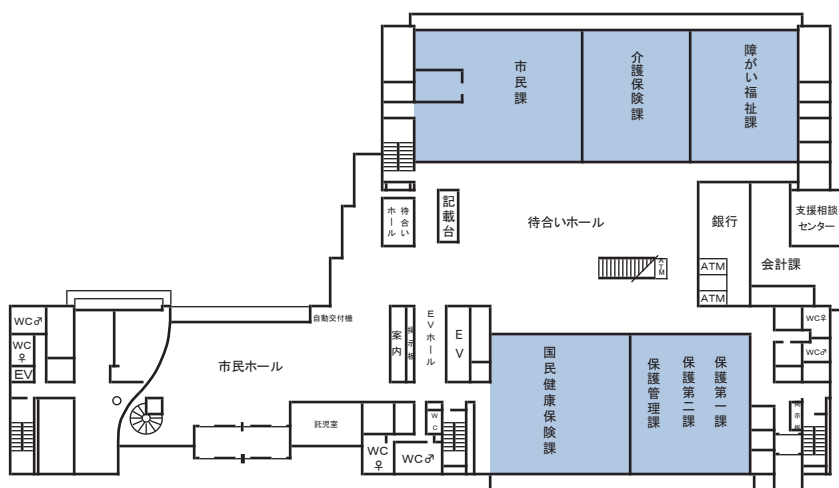
フロアマップ

【沖縄市役所】沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

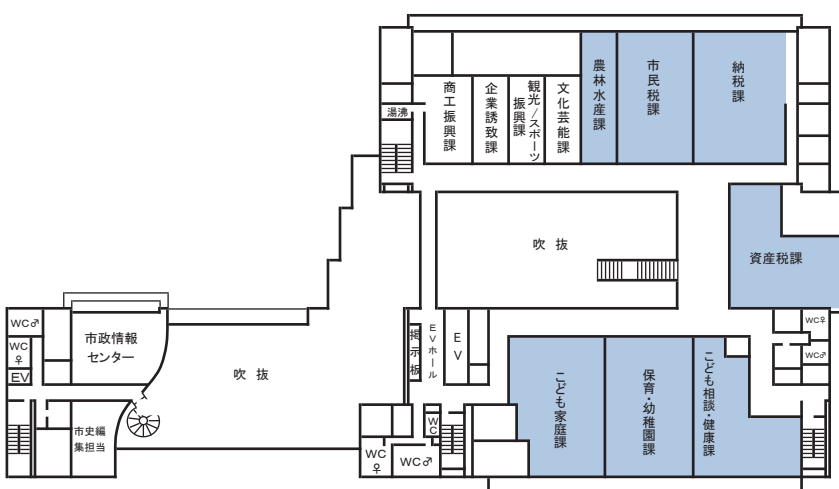
地下2階



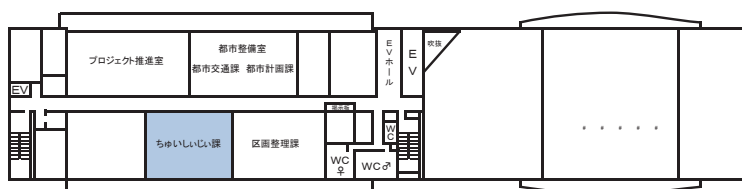
1階



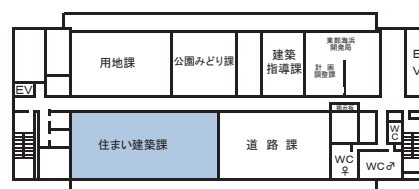
2階



5階

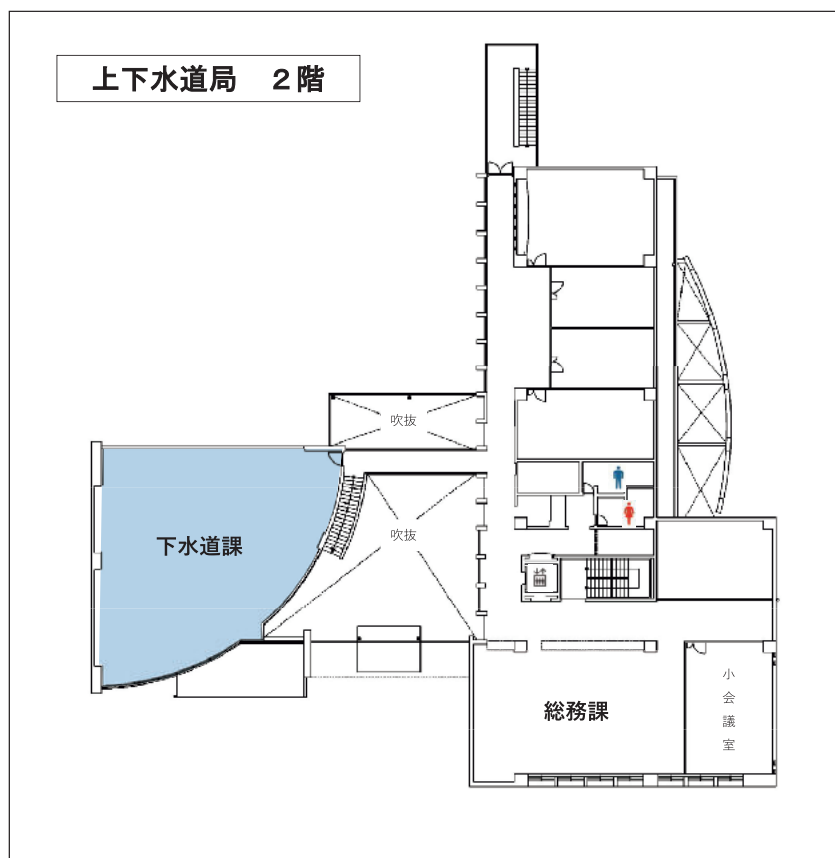


6階



フロアマップ

【上下水道局】沖縄市美里5丁目28番1号



MEMO

MEMO

故人のご冥福を心よりお祈りいたします



相続不動産のお悩みは私たちてるまさリースに
ご相談ください。直接買取、リースバックも可能です。
地域につくす、地元の不動産会社へお任せください。

このようなお悩みはございませんか？

- ✓ 相続の手続きについて知りたい
- ✓ 急な相続で時間が足りない
- ✓ 相続費用を捻出したい
- ✓ 不動産の処分に困っている
- ✓ 相続した不動産を管理できない
- ✓ 売却したいけど仏壇があるのですぐに手放せない

査定
無料

お支払い最短
5日

仲介手数料
不要

収益
物件
対応可

軍用地
対応可

※状況により異なります。



お家を売却した後も遺品を整理する
期間がほしいなど、ご事情に合わせて
リースバックも可能です。



てるまさリース

TEL 098-943-4355

株式会社てるまさリース

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：大城 (オオシロ)、嘉数 (カカズ)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目12番15号 Unufaビル3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(2)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

スマホで
ご相談はコチラ



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

沖縄市

で相続・遺産分割・遺言のことでお悩みの方へ

＼ 相続に関するお悩みを、**弁護士**が**解決**へと導きます！



弁護士8名在籍。各専門家と連携し、相続のお悩みに幅広く、分かりやすく丁寧かつ親身に対応します。

弁護士

税理士

司法書士

不動産会社

相続・遺言について、このようなお悩みはありませんか？

財産より借金が多いかも。相続放棄した方がいい？

兄弟の一人が、亡くなった親の預金を引き出していた。取り戻せるのかなあ…？

子ども同士が争わないよう、元気なうちに遺言を作っておきたい。

親の遺言で、長男が全財産を相続することに。遺留分という権利があると聞いたけど、よくわからない…

遺産分割の話し合いが、一向にまとまらない…調停を申し立てた方がいい？

認知症だった親が書いた遺言書が見つかったけど、有効なの？



こうしたお悩みは、沖縄の相続に強い **ニライ総合法律事務所** へご相談ください。

当事務所の強み



県内3拠点で相談しやすい



出張・電話・Webでのご相談にも対応



遺留分侵害額請求
着手金 **無料**

相続に関するご相談なら、

初回相談 **無料**

まず無料相談へ。お気軽にお問い合わせください。

※相談時間は30分程度。延長時は有料となる場合がございます。



代表弁護士 古賀 尚子

【沖縄弁護士会所属】
弁護士法人

ニライ総合法律事務所

フリーダイヤル

ヨ

ヤ

ク

ニ

ラ

イ



0120-489-261

【那覇本店】沖縄県那覇市西1-2-18 西レジデンス2-B

【沖縄市支店】沖縄県沖縄市美里6-25-16 カーサ・スペリオールIII 202

【うるま市支店】沖縄県うるま市塩屋354-43

営業時間 / 本店 9:00 - 18:00 / 支店 9:00 - 17:00 / 土・日・祝定休

ホームページからも相談問合せできます

ニライ総合法律事務所 相続 検索



不動産を相続したらかならず相続登記
令和6年4月1日から義務化されています。

土地建物の名義変更 おまかせください

相続登記



相続・不動産に関する
お悩みに

あなたの状況に合わせて

経験豊富な専門家が
適切なご提案



安心してお任せください



代表司法書士 伊藤 徹
沖縄県司法書士会第560号

—— 司法書士 ——
いとう事務所

司法書士はスムーズな相続を進める専門家です!!

まずは、お気軽にお電話を

TEL098-938-7370

(受付時間9:00~17:00月~金)

オペレーターに「おくやみ相続相談の予約」とお伝えください。
後ほど、司法書士が予約日時調整のご連絡をいたします。

メールでのご予約 ti@okishihou.com

初回相談
無料
完全予約制



〒 904-2143
沖縄市知花6丁目8番17号
セイワビル201号
(弁護士法人ふじ法律事務所との合同事務所)

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!



後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく**全員無料**でもらえます!

～ あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします ～



通話料無料
電話で
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間:9時~16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

相続した不動産の
手続きがわからず放置…
これからどうしよう

相続した実家が
古くなってきた。
今からでも
売れるのかな…

空き家の片付けが
進まなくて、
売るに売れない…

買取・売却も 空き家のお悩み まるっとお任せください!

ファイナンシャル
プランナーが
所属しています!



当社では、空き家を処分するのではなく、あなたの“大切な不動産を次世代に継承する”ことを使命とし、あなたに寄り添ったご提案を心掛けています。

当社の3つのこだわり

無料査定

不動産の状態を確認し、
空き家(解体不要)を
まるごと買取、
または売却いたします。

片付け不要

家財等がそのままでも
まるごと買い取ります。
また、大切な思い出の
遺品整理の相談も
承ります。

不動産 手続き対応

相続登記や建物解体後の
滅失登記等の手続きは
専門家とワンストップで
対応いたします。

『何から始めたらいいかわからない』という段階からでもお気軽にご相談ください。

まずは、あなたのお悩みをお聞かせください

株式会社アセットプラン

LINE
対応

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央1-20-14

(公社)全日本不動産協会 沖縄県知事(1)第5475号

☎ 098-989-4576





葬儀保険® 千の風

終活・葬儀費用に 活かせる保険があります

人生の最終章を豊かにする準備、
はじめませんか？



葬儀保険「千の風」のおすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障
85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

すぐに使えて安心
**保険金の迅速な
お支払い**※

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます

3
Point

加入審査も
**告知だけ
の簡単手続き!!**

4
Point

**お金の
使途は自由**

もちろん、ご家族の生活費などにも
ご利用いただけます

※弊社に完備書類到着後、最短翌営業日に保険金をお支払いいたします(当社実績に基づきます)

保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々 **2,500円** で ▶ **100万円** 保障
// ほか50万円・80万円プランもご用意!

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
一般社団法人日本少額短期保険協会 会員

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0120-444-000

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの
お申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2507-001

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

発 行 沖縄市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 令和 8 年 7 月